

<弊社控え>

売買契約書

契約No.

売主と買主は、この契約書表面の記載および裏面の車両売買約款に従って、ここに自動車の売買契約を締結します。

●契約日

年

月

日

●買主

担当者印

●売主

フリガナ				印		
氏名						
生年月日		年	月	日	満	才
運転免許証番号						
フリガナ						
住所		〒				
		TEL () 携帯 ()				
法人の場合	会社名	TEL () 内線				
	代表者名					
	所在地					

太枠線内はお客様ご記入欄となります

●車両引渡期限および譲渡書類引渡期限

契約車両引渡期日	年	月	日
譲渡書類引渡期日	年	月	日

●契約車両の表示および明細

所有者名				住所														
使用者名				住所														
登録番号				初度登録		年	月	登録年月日		年	月	日						
車名（通称名）				グレード・仕様				ターボ 有・無 2WD・4WD										
車台番号				排気量				cc G・D										
車検有効期限				年		月	日	色		(元色)								
車歴				自家用・事業用・レンタカー・他()		輸入車		モデル年式		年	ディーラー・並行	右H・左H						
メーター表示値				km・マイル	メーター交換 注)	有・無		※有の場合		交換記録有() km時		交換記録無(改ざん)						
新車時保証書		有・無		取扱説明書		有・無		整備手帳		有・無		サンルーフ	有・無	本皮シート	有・無			
アルミホイール		純正・社外・無		オーディオ		純正・社外()・無		ナビ		純正・社外()・無		TV		純正・社外()・無				
他装備				修復歴		有・無		災害歴		有・無		改造歴		有・無		抵当権	有・無	
自動車税				納付済・未納		※本年度分までの自動車税完納を契約の条件といたします。				ローン残債他債務				有・無		不具合箇所(詳細)		有・無
リサイクル預託金				預託済・未預託		※リサイクル預託金に関しては、別紙にて確認させていただきます。 なお、本契約は中古車としての取得のため、自動車重量税の還付はありません。												

《振込代金お支払のご案内》

○お振込代金

(A)-(B)-(C)-(E)+②)

○車両契約金額

①

○残債一括金額

(残一括照会依頼書を添付)

②

○その他()

③

○追金額()

④

○自動車税未納金額

本年度分 ⑤

過年度分 ⑥

※上記車両契約金額は、以下のものを含みます。

自動車損害賠償責任保険の未経過分保険料（自動車損害賠償責任保険料は車検満了日の翌日までの期間分の完納を前提といたします）
車両契約金額に関わる消費税

なお、お振り込みを選択された場合の振込代金に関しましては、契約車両の自動車税未納金額およびローン残債、契約車両を担保とする借入金等がある場合は、車両契約金額より差し引いてお振込させていただきます。

●本契約についての売主の確認

1. 上記に表示の契約車両の明細および状態に相違ありません。 これらの内容に相違があった場合、契約解除・代金返還・損害賠償等の請求を受けても異議ありません。	[売主署名]
2. 契約車両が私の認識の有無にかかわらず、走行距離、修復歴、災害車両等の相違があると判明したとき、何ら催告を行わずに本契約を解除、賠償請求を受けても異議ありません。	
3. 裏面記載の車両売買約款を確認し、承諾しました。	
4. 駐車違反、放置違反等の未納金はありません。	
5. 上記各取引条件および契約車両引渡しの際に、車両内に残置物がある場合、貴社にて処分されても異議ありません。	
6. 私は私に不利益な内容も含め、本契約に関する説明を受けたうえで、全条項について異議なく承諾いたしました。	
印	

車 両 売 買 約 款

第1条(売買契約の成立)

売主が表面記載の契約車両(以下「本車両」といいます。)を表面に記載した車両契約金額(以下「売買代金」といいます。)で買主に売渡すことに関し、売主・買主双方が合意したことにより本売買額約(以下「本契約」といいます。)は成立するものとし、その証として売主・買主双方が本契約書に記名捺印するものとします。

2. 前項の売買代金には、次のものを含むものとします。

- ①車両本体価格
- ②自動車損害賠償責任保険の未経過分保険料相当額
- ③車両本体価格に対する消費税

第2条(本車両に関する確認と保証)

売主は、本車両について次の事項を確認し、その内容が事実と相違がないことを買主にに対し保証します。

- ①表面記載の「契約車両の表示および明細」の記載内容に誤りがないこと。
- ②本車両の使用状況、品質、瑕疵の有無および程度に関し、全てを申告していること。
- ③盗難車、遺失車等、他の正当な所有者、使用者がいる車両ではないこと。
- ④車両のローン残債および本車両を担保とする借入金の有無について、全てを申告していること。
- ⑤売主が未成年の場合、法定代理人の同意があること。

2. 前項で確認された事項が事実と相違することにより発生する問題は、売主の責任と負担において解決するものとします。

3. 第1項各号の確認にもかかわらず、本車両に隠れたる瑕疵が判明した場合、買主は売主に対し損害賠償を請求できるものとします。

第3条(本車両の引渡)

売主は、買主に対して、表面記載の車両引渡期日までに買主の指定する場所で本車両を引渡すものとします。なお、引渡しに要する費用は、売主の負担とします。

2. 売主が表面記載の車両引渡期日までに本車両の引渡しをしないことにより、買主に損害が生じた場合、売主は買主に対しその一切を賠償することとします。

3. 本車両引渡し後の車内残置物に関し、売主はその一切の権利を放棄し、買主が廃棄・売却等の措置を行った場合において、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないものとします。

4. 本車両付属品(以下「本付属品」といいます。)は表面記載の「特記事項」に従い、売主が、その責任と負担により本車両から取外すものとします。なお、表面「特記事項」に記載された本付属品を除き、売主は、買主が廃棄・売却等の措置を行った場合において、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないものとします。

5. 第2項は、本契約が解除された場合においても有効とします。

第4条(譲渡書類の引渡)

売主は買主が車両の登録名義の変更手続をするために必要な別途「必要書類等のご案内」記載の書類(以下「譲渡書類」といいます。)を売主の責任と負担において、表面記載の譲渡書類引渡期日までに買主に引渡すものとします。

2. 前項の譲渡書類のうち次のものは譲渡者額引渡日から1ヶ月以内に発行されたものを買主に引渡すこととします。

- ①印鑑登録証明書
- ②住民票
- ③法人登記簿謄本および戸籍謄本
- ④その他買主が指定した書類

3. 売主が表面記載の譲渡書類引渡期日までに譲渡書類等の引渡しをしないことにより、買主に損害が生じた場合、売主は買主に対しその一切を賠償することとします。

第5条(所有権の移転)

本車両の所有権は本契約の締結と同時に売主から買主に移転するものとします。

2. 所有権移転後、買主が本車両を第三者に転売する場合があることを売主は予め承諾するものとします。

第6条(売買代金の支払)

買主は、売主から本車両および譲渡書類の全ての引渡しを受けた日から起算して、金融機関の10営業日以内に売買代金からローン残金、本車両を担保とする借入金等を差し引いた金額(以下「振込代金」といいます。)を表面記載の「支払先口座」に振込送金する方法で支払うものとします。ただし隠れたる瑕疵が判明した場合、買主は振込代金の支払を留保できるものとします。

2. 買主は、売主の本契約違反により生じた損害を前項の振込代金債務と相殺することができるものとします。

第7条(自動車税の処理)

本車両の自動車税は、本年度分までが完納されていることを前提とし、本契約締結後の未経過期間支払分は、関係法令に基づき処理されるものとします。

第8条(危険負担)

売主・買主いずれの責にも帰する事ができない事由により車両が滅失または毀損した場合は、その滅失または毀損が車両の引渡完了時より前のものであるときには売主が、それ以降のものであるときには買主が、それぞれの滅失または毀損を負担します。

第9条(債務および担保権等の処理)

本車両に関して債務が売買代金の額を超えている場合、売主は、車両引渡期日または譲渡書類引渡期日のうち、いずれか遅い日までに、その超過分の精算を完了させるものとします。

2. 本車両について新たな債務の存在、抵当権等の担保権の設定、差押えが判明した場合は、売主の責任と負担において、買主が定める期限までに債務の弁済、担保権等の消滅を行うこととします。

3. 前項の処理に関し、売主と第三者との間で紛争が生じた場合は、売主の責任と負担において解決するものとします。

4. 第3項において買主がやむをえず、売主の金銭債務を負担した場合、売主は買主が指定する期限までに債務の弁済を行うものとします。

第10条(本契約の解約)

売主は、契約締結後、次の各号に定める事項に買主が着手した場合は、本契約を解約できないものとします。ただし、買主が被った損害の一切を売主が負担することを条件に買主が解約を認めた場合はその限りではありません。

- ①本車両がオークション会場に搬送されたとき。
- ②整備、修理、加修等本車両に何らかの加工がなされたとき。
- ③譲渡書類が買主に引渡されたとき。
- ④売主の金銭債務が買主により負担されたとき。
- ⑤本車両の第三者への売却が決定したとき。
- ⑥売主に振込代金が入金されたとき。

第11条(本契約の解除)

買主は、売主が次の事由のうち1つでも該当した場合には、何ら催告を行わずに本契約を解除することができ、買主に損害が生じた場合は、買主は売主に対し損害賠償を請求することができるものとします。

- ①売主が第3条に従い買主に本車両の引渡しを行わないとき。
- ②売主が第4条に従い買主に全ての譲渡書類の引渡しを行わないとき。
- ③売主が第9条第1項に従い売買代金超過分の債務を精算しないとき。
- ④売主が第9条第2項に従い債務の弁済、担保権等の消滅を行わないとき。
- ⑤売主の金銭債務を買主が負担している場合で、買主が催告しているにもかかわらず、債務の弁済がなされないとき。
- ⑥表面記載の「契約車両の表示および明細」の記載内容が事実と相違するとき。
- ⑦盗難車、遺失車等、他の正当な所有者、使用者がいる車両であることが判明したとき。
- ⑧隠れたる瑕疵が判明し、本契約の履行が困難と認められるとき。
- ⑨本車両の状態が契約締結時と車両引渡し時と比較して、破損等の変化が認められるとき。
- ⑩売主が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、または手形交換所の取引停止処分あるいは金融機関の取引停止処分を受けたとき。
- ⑪売主が破産、会社整理、特別清算、会社更生手続開始、民事再生手続開始等の申立を受け、もしくはこれらの申立をしたとき。
- ⑫売主が営業の取消・停止等の行政処分を受けたとき。

2. 前項の解除権の行使期間は、売主が前条各号の解除事由に該当することを買主が知ったときから1年間とします。

3. 前項により本契約が解除された場合、振込代金が売主に支払われているときは、売主は買主が指定する期限までに振込代金を返還し、また本車両が買主に引渡されているときにおいては、買主が指定する期限までに本車両を引取るものとします。ただし、前項7号により解除された場合、売主は本車両の返還を買主に請求することはできないものとします。

4. 前項において売主が振込代金を返還しない場合、または本車両を引取らない場合、買主は本車両を任意に処分することができるものとし、これを売主は予め承諾し、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないこととします。

第12条(本車両の返還)

第10条による解約または前条による解除がなされた場合、買主は売主に本車両を現状有姿のまま返還するものとします。なお、本車両の登録は、買主により変更されている場合があることを売主は予め承諾し、本車両返還後、買主が指定する期限までに売主は自らの責任と負担において新たに登録するものとします。

2. 前項について、売主は買主に対し、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないものとします。

第13条(秘密保持)

売主は、本契約の締結にあたり、知り得た買主の業務上の秘密を第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、本契約が解約または解除された後も同様とします。

第14条(個人情報取扱)

売主は買主が氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、生年月日、性別、勤務先、本車両に関する情報、表面記載の買主を特定できる情報等を次の各号に定めるような目的において使用することに同意します。

- ①本車両について本契約の履行、オークション出品、落札業務およびこれらに付随する業務を遂行すること。
 - ②取引内容の確認、契約の管理、アフターサービスを実施すること。
 - ③取扱商品・サービス等を通知すること。
 - ④商品・サービスの開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施すること。
 - ⑤各種イベントやキャンペーンに関する情報を提供すること。
 - ⑥懸賞結果の連絡や商品・景品を送付すること。
 - ⑦問合せ・苦情等への対応のために必要な業務を遂行すること。
2. 売主は、運転免許証等身分証明書に記載された個人情報を古物営業法上の義務履行のため、買主が利用することに同意します。

第15条(規定外事項)

本契約書に記載なき事項または本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、民法その他関係法令に従い、売主・買主双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。